

エリアマネジメントの民間開放

(国家戦略特別区域法第17条)

規制改革の内容

特例措置前

※ 道路法

道路の敷地外に余地がある場合、原則として道路上に看板やオープンカフェ等を設置できない

特例措置

余地の有無に関わらず、一定の要件の下で、道路上に看板・オープンカフェ等を設置できる

効果

国際的なイベント等の関係者の利便性を向上させるような常設のオープンカフェ等の設置により国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化が図られる

規制改革の概要

通常

道路の敷地外に余地がある場合、道路上(歩道含む)に看板等の設置不可



余地要件の緩和により設置可能に

緩和後

オープンカフェ
(常設)

多言語観光案内板



- 路上イベントの開催 (東京都、福岡市等)
- 多言語観光案内版の設置 (沖縄県)